

交通労働災害を防止しましょう！

「交通労働災害防止のためのガイドライン」のポイント

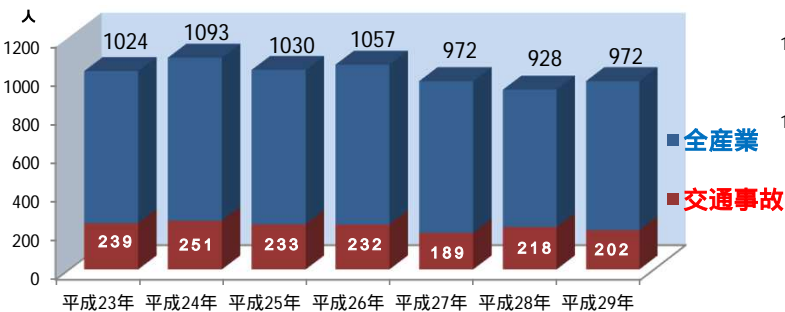
山梨労働局

全国の交通労働災害は、全産業の死亡災害の2割以上を占め、近年は**200人**前後の方が業務中に交通事故で亡くなっており、また、休業4日以上死傷者数は**8,000人**前後で推移しています。

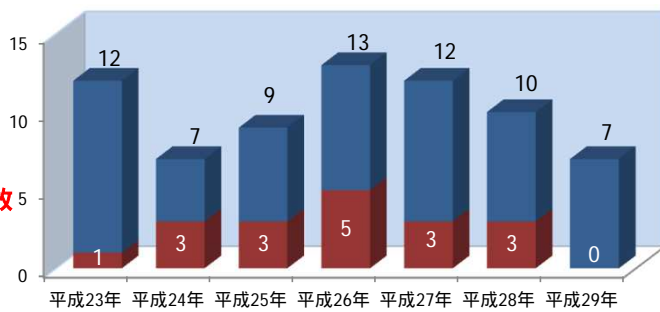
山梨県内の交通労働災害は、平成29年は死亡災害の発生はありませんでしたが、近年は全死亡災害の約3割を占めており、また、休業4日以上死傷者数は、**40~50人**前後で推移しています。

交通労働災害は、トラック輸送やタクシー、バス等の運輸関係業種だけでなく、自動車等を運転する業務のある全ての業種で関係することから、交通労働災害の撲滅に向け、裏面の「交通労働災害防止のためのガイドライン」に沿った取組を労使一体となって推進しましょう。

全国の交通労働災害による死亡者数



山梨県内の交通労働災害による死亡者数



山梨県内における最近の交通労働災害による死亡災害一覧

発生年月日 発生地	年齢 性別	業種 職種	事故の型 起因物	災害の概要
1 H26 7.18 大月市	56 男	建設業 (鉄道工事) 軌道工	交通事故 移動式クレーン	鉄道駅構内における夜間での軌道修繕作業終了後、被災者は積載形トラッククレーン車を運転し会社事務所に向かっていたところ、対向車線のフェンスを突き破り、約6メートル下の道路に転落した。 
2 H26 9.8 甲州市	58 男	建設業 (道路工事) 現場代理人補助	交通事故 乗用車	現場状況確認のために軽ワゴン車で現場に向かった被災者が、現場に向かう林道(周辺は上り坂で斜度11度)の側溝へ脱輪し停車しているワゴン車の下敷きになった状態で発見された。 
3 H26 11.29 富士吉田市	75 男	商業 (新聞販売業) 配達員	交通事故 乗用車	軽ワゴン車に乗って新聞を配達中、走行していた道路のカーブを曲がり切れず、対向斜線を越えてガードレールに衝突した。 
4 H26 12.9 栃木県 那須塩原市	71 男	運輸交通業 (一般貨物運送業) 運転手	交通事故 トラック	栃木県那須塩原市内の国道の交差点で、被災者の運転するトラックが赤信号で停止中の大型トレーラーに追突した。 
5 H26 12.21 昭和町	45 男	その他の事業 (イベント業) 現場設営	交通事故 乗用車	納品先に機材を納品するため、社用車の助手席に同乗して納品保管場所に向かっていたところ、凍結していた橋上で社用車がスリップして対向車線にはみ出し、4トントラックと衝突した。 
6 H27 1.24 中央市	47 男	商業 (新聞販売業) 配達員	交通事故 乗用車、バス、バイク	新聞配達のため、被災者が原動機付き自転車で走行中、交差点において、別の新聞販売店に勤務する新聞配達員が運転する原動機付き自転車と出会い頭に衝突した。 
7 H27 6.8 長野県 塩尻市	57 男	運輸交通業 (一般貨物運送業) 運転手	交通事故 トラック	被災者が運転する中型トラックが高速道路のパーキングエリアから本線に進入したところ、本線を走行してきた大型トラックに後方から追突され、被災者は車外に投げ出された。 
8 H27 8.10 長野県 安曇野市	21 男	教育・研究業 営業	交通事故 トラック	出張先から事業場に戻るため、同僚が運転する乗用車に同乗し高速道路を走行中、道路上の落下物を避けようとして追越車線から走行車線に急な車線変更をしたところ、車が横転した。 
9 H28 1.4 甲府市	67 男	その他の事業 (その他) 運転手	交通事故 乗用車	運転代行業の労働者である被災者が会社の軽自動車を運転し、片側2車線の直線道路を走行していたところ、対向車線を走行中の普通乗用車が反対車線に飛び出して来たため、正面衝突し車外に投げ出された。 
10 H28 2.3 南部町	75 男	建設業 (その他の 土木工事業) 補助員	交通事故 トラック	積載荷重4トンのダンプトラックを運転し、緩やかな下り坂の林道を走行中、左側法面に衝突後、右側の林道路肩からダンプトラックごと斜面を約60m転落した。 

「交通労働災害防止のためのガイドライン」の概要

1 交通労働災害防止のための管理体制等

交通労働災害防止のための管理体制の整備

安全管理者、安全衛生推進者、運行管理者、安全運転管理者などの交通労働災害防止に関係する管理者を選任し、管理者を選任した時は、役割、責任、権限を明確にし、管理者に対して十分な教育を行いましょ。

経営トップが安全衛生方針の表明、目標の設定

経営トップ（事業主等）が安全衛生方針を表明し、目標を設定しましょ。目標達成に向けて労働時間管理や教育等の安全衛生計画を作成し、実施 - 評価 - 改善を行いましょ。

安全委員会などにおける調査・審議

安全委員会などで交通労働災害防止について調査・審議を行い、朝礼などで労働者全員に周知しましょ。

2 適正な労働時間等の管理、走行管理

適正な労働時間の管理、走行管理

疲労による交通労働災害を防止するため、改善基準告示を遵守し、適正な走行計画によって運転者の十分な睡眠時間の確保に配慮した労働時間の管理を行いましょ。高速乗合バス、貸切バス事業者については、運転者の過労運転を防止するため、国土交通省が定めた交替運転者の配置基準を守りましょ。

詳しくは国土交通省ホームページを参照。 <http://www.mlit.go.jp/common/001000380.pdf>

走行計画の作成と運転者への適切な指示

走行開始・終了地点、運転時間と休息时间、荷役作業内容等の計画を作成し、運転者に適切な指示を！

また、運行記録計（タコグラフ）を活用して乗務状況を把握しましょ。

乗務開始前の点呼の実施とその報告への対応

睡眠不足や体調不良などで安全な運転ができないおそれがないか、点呼によって報告を求め、結果を記録しましょ。

問題が認められる場合は、運転業務に就かせないなど必要な対策を講じましょ。

荷役作業を行わせる場合の対応

3 安全衛生教育の実施

雇入れ時、日常の教育を自動車運転者に対して行いましょ。

交通危険予知訓練（交通KYT）を行いましょ。

マイクロバス・ワゴン車などで労働者を送迎する場合は、十分技能がある労働者を選任しましょ。

4 労働災害防止に対する意識の高揚

ポスターの掲示、表彰制度、交通労働災害防止大会を開催しましょ。

交通安全情報マップを作成し、配布・掲示などを行いましょ。



5 荷主・元請事業者による配慮

荷主と運送業の元請事業者は、交通労働災害防止を考慮した適切で安全な運行のため、事業者と協働して取り組みましょ。

6 運転者の健康管理

運転者に対して健康診断を確実に実施し、保健指導を行いましょ。

長時間にわたる時間外・休日労働を行った運転者に対する面接指導の実施と、労働時間短縮等の対応を！

ストレッチなどで運転時の疲労回復に努めるよう指導しましょ。

7 その他

異常気象や天災の場合、安全確保のため走行中止や一時待機など、必要な指示を確実に行いましょ。

事業者は走行前に必要な点検を行い、異常があった場合は直ちに補修などの措置を執りましょ。

自動車に必要な安全装置を整備しましょ。

「交通労働災害防止のためのガイドライン」の詳細については、こちらで検索してください。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anken/dl/130912-01-all.pdf>